

(5) 氏名の変更の場合は戸籍抄本、本籍地の変更の場合は戸籍抄本又は本籍地が記載された住民票の写し

氏名又は本籍の変更を証明する書面として添付します。

必ず原本を添付して下さい。〈郵送の場合も原本送付のこと。〉

(6) 免許の有効期間の更新を受ける資格を有することを証明する書面

免許の有効期限の満了前1年間にボイラー又は第一種圧力容器の溶接の業務に従事し、かつ、免許の有効期間中に溶接したボイラー又は第一種圧力容器のすべてが溶接検査に合格していることを証明する書面のことです。〈郵送の場合も原本送付のこと。〉

なお、この書面に替えて機械試験結果及び試験を行ったテストピースを提出することができます。詳細については、申請先の都道府県労働局にお問い合わせ下さい。

(7) 免許証滅失事由書

免許証を滅失した経緯を明らかにする書面のことで、具体的な滅失経緯を書き、住所及び氏名を記載して下さい。

詳細については、申請先の都道府県労働局にお問い合わせ下さい。(24、25ページを参照してください。)

(8) 労働安全衛生法関係既得免許証

イ 申請に直接関係する免許証

「免許証の損傷による再交付申請」「書替申請」「免許更新申請」においては、従前の免許証を添付して下さい。なお、提出された従前の免許証は申請先の都道府県労働局で処分いたします。所持している免許証を当面携帯する必要がある場合や希望により従前の免許証を必要とする場合は、最寄りの労働基準監督署又は都道府県労働局へ免許証及びそのコピーを申請書とともに持参し、原本と相違ない旨の確認（**原本確認**）を受けたコピーを添付して下さい。申請窓口を持参される場合は申請時にその旨申し出て下さい。

〈郵送で申請する場合で、所持している免許証を当面携帯する必要がある場合や希望により従前の免許証を必要とする場合には、最寄りの労働基準監督署又は都道府県労働局へ免許証及びそのコピーを申請書とともに持参し、原本と相違ない旨の確認（**原本確認**）を受けたうえでコピーを送付することもできます。〉

ロ 現在所持している他の労働安全衛生法関係免許証

労働安全衛生法に基づく他の免許証を持っている場合には、今回申請する免許証と統合のうえ新しい免許証が交付されますので、現在持っている他の免許証を添付する必要があります。なお、提出された従前の免許証は申請先の都道府県労働局で処分いたします。所持している免許証を当面携帯する必要がある場合や希望により従前の免許証を必要とする場合は、最寄りの労働基準監督署又は都道府県労働局へ免許証及びそのコピー（コピーは全面コピーしたものが必要です）を申請書とともに持参し、原本と相違ない旨の確認（**原本確認**）を受けたコピーを添付して下さい。申請窓口を持参される場合は申請時にその旨申し出て下さい。

〈郵送で申請する場合で、所持している免許証を当面携帯する必要がある場合や希望により従前の免許証を必要とする場合には、最寄りの労働基準監督署又は都道府県労働局へ免許証及びそのコピーを申請書とともに持参し、原本と相違ない旨の確認（**原本確認**）を受けたうえでコピーを送付することもできます。〉

(9) 免許証送付用封筒

免許証は申請先の都道府県労働局で審査を受けた後、東京労働局免許証発行センターから簡易書留により後日送付されます。専用の免許証送付用封筒（免許申請書セットの中に入っている窓あきの封筒。紛失した場合は、最寄りの労働基準監督署又は都道府県労働局で入手できます。）に送付用切手（郵送料+簡易書留料、平成26年4月1日現在392円）のみを貼り同封して下さい。（免許証の返送先の住所や氏名は申請書に記載されたものが印字されますので、封筒に氏名や住所等は記載しないで下さい。）